
一般社団法人 生命保険協会

中継センター窓口

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル3階

☎(03)3216-0065

本制度に参加している生命保険会社につきましては、生命保険協会ホームページの「加盟会社」をご参照ください。

生命保険協会ホームページアドレス

<http://www.seiho.or.jp/>

(会社使用欄)

支払査定時照会制度のご案内

支払査定時照会制度 について

生命保険・共済制度は、多数のご契約者の善意と信頼によって成り立っております。制度が健全に運営され、みなさまに安心してご利用いただけるよう、(一社)生命保険協会、同協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会では、「支払査定時照会制度」を設けております。

この制度は、保険金・共済金等のご請求があった場合等に、生命保険会社、共済団体が、必要に応じて、他の生命保険会社、共済団体に対して保険・共済契約に関する事項について、生命保険協会の「中継センター」を経由して相互に照会を行い、情報の提供を受けて、お支払いの判断または契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とさせていただくものです。

なお、この制度に基づき提供される情報については、当該情報を提供する各生命保険会社・共済団体が管理責任を負います。

相互に照会される内容は次のとおりです

- 1 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡まで)
- 2 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします)
- 3 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

※相互に照会される内容は、上記に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、契約消滅後5年を経過した契約に係る情報が相互照会されることはありません。

※上記において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

秘密の保持について

次のような運営を図ることによって、相互に照会された内容の秘密保持につとめております。

- 相互に照会できるのは、生命保険協会に加盟している生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、日本コープ共済生活協同組合連合会のみ限定しています。
- 相互に照会した内容は、お支払いの判断または契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とする以外の目的に利用することはありません。
- 相互に照会した内容を他に公開することはありません。照会を受けた各生命保険会社・共済団体において、該当する情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実を消去いたします。

相互に照会された内容に関する 開示のご請求

本制度によって相互に照会された内容については、ご契約の生命保険会社へ開示の請求をすることができます。

- 開示の請求をすることができる方は、契約者、被保険者または保険金受取人の方に限ります。これ以外の方からのご請求にはお答えできません。お申出の際は、保険証券と、ご本人であることを証明できるもの〔本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)〕をご持参ください。
- 開示の請求をされる場合は、ご契約の生命保険会社へ備え付けの「お申出書」によりお申出ください。後日、お申出を受けた生命保険会社から、書面により、お申出人に直接ご回答いたします。
- 相互に照会された内容の開示のご請求については、お申出を受けた生命保険会社から手数料を請求させていただくことがあります。
- お申出人以外の方に関する個人情報等に関しては、お答えできません。

相互に照会された内容の訂正等

万一、相互に照会された内容が事実と相違している場合には、回答があった生命保険会社にお申出ください。

事実確認のうえ訂正等が必要な場合は、速やかに対応し、後日、お申出を受けた生命保険会社からお申出人に対し、書面により、訂正に関するご報告をいたします。

また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して個人情報が取扱われている場合は、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。